新規上場申請のための四半期報告書

株式会社Rebase

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年11月11日

【四半期会計期間】 第9期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

【会社名】 株式会社Rebase

【英訳名】 Rebase, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 佐藤 海

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前四丁目26番18号

【電話番号】 03-6416-5732

【事務連絡者氏名】 取締役 大辻 琢磨

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前四丁目26番18号

【電話番号】 03-6416-5732

【事務連絡者氏名】 取締役 大辻 琢磨

<u>目 次</u>

		貝
第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1【主要な経営指標等の推移】	1
	2【事業の内容】	1
第2	【事業の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1【事業等のリスク】	2
	2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
	3【経営上の重要な契約等】	3
第3	【提出会社の状況】	4
	1【株式等の状況】	4
	2【役員の状況】	10
第4	【経理の状況】	11
	1【四半期財務諸表】	12
	2【その他】	16
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	17
四半期	レビュー報告書	未

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 9 期 第 1 四半期 累計期間	第8期
会計期間		自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高	(千円)	245, 345	890, 244
経常利益	(千円)	47, 674	211, 177
四半期(当期)純利益	(千円)	31, 074	139, 745
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	_	_
資本金	(千円)	82, 750	82, 750
発行済株式総数	(株)	普通株式 400,000 A種優先株式 40,000	普通株式 400,000 A種優先株式 40,000
純資産額	(千円)	444, 154	413, 079
総資産額	(千円)	711, 877	796, 282
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	7.77	34. 94
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	_	_
1株当たり配当額	(円)	_	_
自己資本比率	(%)	62. 4	51.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 当社は第8期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第8期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については記載しておりません。
 - 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
 - 4. 当社は2022年8月12日付でA種優先株式の全てを自己株式として取得しており、その対価として、当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2022年8月21日付で当該A種優先株式を消却しております。
 - 5. 当社は2022年8月22日開催の取締役会決議により、2022年8月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
 - 6. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 - 7. 1株当たり配当額は配当を実施していないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。また、前事業年度の新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に対する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染者数が抑制され、活動制限の緩和により消費活動が徐々に正常化に向かう一方、急激な円安による為替相場の変動やロシア・ウクライナ情勢に起因する資源価格の高騰など、景気の先行きは不透明感を増している状況にあります。

このような環境の中、宿泊業や飲食業、娯楽業などの需要に回復の兆しが見えるとともに、新型コロナウイルス 感染症の影響をきっかけに、新しい生活様式、リモートワークを前提とした新しい働き方への変化は定着しつつあ り、多様な空きスペースをワークスペースとして柔軟に利活用する需要は堅調に推移しました。

当社が運営しているレンタルスペースのマッチングプラットフォーム「instabase」においては、先述のテレワークやリモートワークのみならず、各種イベント・パーティー・撮影等、幅広い用途で多様な空きスペースを利活用する需要が見られました。

このような状況下において、「instabase」では、旅行業取得を通して宿泊施設(旅館業)のデイユースとしての掲載、利用者向けキャンペーン企画の展開、各種IoTサービスとの連携、デザインや用途・周辺スポットなどのテーマからおすすめページを紹介する機能のリリースなど、利用者ニーズの変化に対応したスペースの獲得や施策の実施、掲載者の安全かつスムーズな運営管理の実現、UI/UX(※)の改善などを継続的に行ない、利便性向上および集客力向上を図ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は245,345千円、営業利益は47,718千円、経常利益は47,674千円、四半期純利益は31,074千円となりました。

(※) UI/UXとは User Interface/User Experience の略称です。UIとはユーザーとサービスの接点であり、情報をやり取りするための方法、操作、デザインといった仕組みの総称を指し、UXとはユーザーがサービスを通じて得られる体験やそれに伴う感情を指します。

(2) 財政状態の状況

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は562,896千円となり、前事業年度末に比べ78,766千円減少いたしました。主な要因は、現金及び預金の減少が75,499千円あったことによるものです。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産は148,981千円となり、前事業年度末に比べ5,638千円減少いたしました。主な要因は、繰延税金資産の減少が8,815千円、ソフトウェアを計上したことに伴う無形固定資産の増加が5,039千円あったことによるものです。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は195,212千円となり、前事業年度末に比べ112,980千円減少いたしました。主な要因は、未払金の減少が61,285千円、未払法人税等の減少が47,387千円あったことによるものです。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債は72,511千円となり、前事業年度末に比べ2,499千円減少いたしました。主な要因は、長期借入金を返済したことによるものです。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は444,154千円となり、前事業年度末に比べ31,074千円増加いたしました。主な要因は、当第1四半期累計期間に四半期純利益を計上したことによるものです。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針·経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9, 000, 000
A種優先株式	1,000,000
計	10,000,000

- (注) 1. 2022年8月22日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、A種優先株式に係る定めを廃止しております。
 - 2. 2022年8月22日開催の取締役会決議により、2022年8月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い普通株式の発行可能株式総数は7,600,000株増加し、17,600,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年9月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可融金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	400, 000	4, 400, 000	非上場	完全議決権株式であり、権利の当社に行いる 制限の基準となる株式 であります。なお、 単元株式数は100株で あります。
A種優先株式	40,000		非上場	_
計	440,000	4, 400, 000	_	_

- (注) 1. 2022年8月12日付で、A種優先株式の全てを自己株式として取得しており、その対価として、当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2022年8月21日付で当該A種優先株式を消却しております。
 - 2. 2022年8月22日開催の取締役会決議により、2022年8月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより普通株式の発行済株式総数は3,960,000株増加し、4,400,000株となっております。
 - 3. 2022年8月22日開催の臨時株主総会決議により、2022年8月22日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
 - 4. 種類株式の内容は以下のとおりであります。
 - (1) 発行株式の種類

株式会社Rebase A種優先株式

- (2) 剰余金の配当
 - ① 当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式の保有者(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式の保有者(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、事業年度ごとにA種優先株式1株につき金3,750円の剰余金(ただし、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日(同日を含む。)から当該事業年度の末日(同日を含む。)までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額(1円未満を切り捨てる。)。以下「A種優先配当額」という。)を配当する。ただし、既に同じ事業年度中に設けられた基準日によりA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。
 - ② ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の 額がA種優先配当額に達しない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ A種優先株式の分割、無償割当てまたは併合が行われた場合、A種優先配当額は以下のとおり調整されるものとする。本項における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、「株式分割・株式無償割当・株式併合の比率」とは、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合後のA種優先株式の発行済株式総数を株式分割、株式無償割当てまたは株式併合前のA種優先株式の発行済株式総数で除して得られた数を意味するものとし、以下同じとする。

調整後 A種優先配当額 = 調整前 A種優先配当額 \times $\frac{1}{$ 株式分割・株式無償割当・株式併合の比率

(3) 残余財産の分配

① 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、金375,000円(以下「A種優先分配額」という。)を支払う。ただし、A種優先株式の分割、無償割当てまたは併合が行われた場合、A種優先分配額は以下のとおり調整されるものとする。本項における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後A種優先分配額 = 調整前A種優先分配額 × 株式分割・株式無償割当・株式併合の比率

② 当会社は、前項による分配の後、なお残余財産がある場合には、普通株主および普通登録質権者ならびにA種優先株主およびA種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主または普通登録質権者に対して普通株式1株当たりに分配する残余財産分配額に(7)普通株式を対価とする取得請求権に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する

(4) 議決権

A種優先株主は、当会社株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

- (5) 譲渡制限
 - 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。
- (6) 金銭を対価とする取得請求権
 - ① A種優先株主は、(i)当会社が当事者となる事業譲渡、事業譲受け、合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転に関する契約(分割計画書および株式移転計画書等を含む。)が当会社の取締役会もしくは株主総会において承認された場合、(ii)当会社の発行済株式総数の過半数の株式の譲渡が当会社の取締役会において承認された場合、または(iii)ある株式譲渡の結果、特定の株主(当該株主の子会社、関連会社、および関係会社、ならびに当該株主の親会社、その子会社、関連会社、および関係会社、ならびにそれらの取締役、監査役および従業員を含む。)の議決権が当会社の総株主の議決権の過半数となる場合における当該株式譲渡が当会社の取締役会において承認された場合、かかる承認の日を初日として20日間(以下、本条において「取得請求期間」という。)に限り、保有するA種優先株式の全部または一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。
 - ② 前項の請求は、その請求に係る株式数を記載した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に請求の効力が生じるものとする。
 - ③ 本条によるA種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり金375,000円(以下「取得金額」という。)とする。ただし、A種優先株式の分割、無償割当てまたは併合が行われた場合、取得金額は以下のとおり調整されるものとする。本項における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

④ 本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において、その請求に係る A種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額にその請求に係る株式数を乗じて得られた金 額をA種優先株主に支払うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から①に基づ くA種優先株式の取得請求がなされた場合には、当会社は、分配可能額の範囲内において、取得 請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が合理的に決定する方法 により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得され なかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部または一部につき、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

① A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「A種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A種取得比率 = <u>A種優先株式の</u>基準価額

取得価額

第1号のA種優先株式の基準価額および取得価額は、当初375,000円とし、(8) 取得価額等の調 整 の規定による調整がなされた場合には、当該調整後の価額とする。

(8) 取得価額等の調整

前条に定めるA種優先株式の基準価額および取得価額は、以下の定めにより調整される。

- ① 株式等の発行または処分に伴う調整
 - 1. A種優先株式発行後、下記(1)または(2)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる 場合または変更を生じる可能性がある場合は、前条の取得価額(以下「取得価額」とい う。)を、下記に定める調整式にもとづき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記 (1)および(2)のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は 切り捨てるものとする。
 - (1) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(株式 無償割当てを除く。)。ただし、A種優先株式の取得請求権の行使、または潜在株式等 (取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保 有者もしくは当会社の請求にもとづきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を 取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。) の取得原因(潜在株式 等にもとづき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者もしくは当会社の請求また は一定の事由を意味する。以下同じ。) の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、 募集または割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の 発行または処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に 定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。
 - (2) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式 等を発行または処分する場合(無償割当てを含む。)。本項にいう「潜在株式等取得価 額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得および取得原因の発生 を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、 募集または割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の 発行または処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に 定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、こ のみなされる日の翌日以降これを適用する。

 \times 当該調整前 \times 新発行 \times 1 株当たり 取得価額 \times 株式数 \times 払込金額 既発行 = <u>株</u>式数 取得価額 既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の 前日における、(i)当会社の発行済普通株式数と、(ii)発行済潜在株式等の全てにつき取 得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数か ら、同日における当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味 するものとする(但し、当該調整の事由により上記(i)もしくは(ii)の普通株式数または 自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)。当 会社が自己の保有する株式または潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合 においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と 読み替えるものとする。当会社が潜在株式等を発行または処分することにより調整が行 われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行または処 分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、本項に 定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。上記(1)または本項に定め る普通株式または潜在株式等の発行または処分が、株主割当てまたは無償割当てにより 行われる場合は、前条に定めるA種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整され るものとする。上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、当会社がストックオプ ション目的で当会社の取締役、監査役または従業員に対して新株予約権を発行する場合 (但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価 として合理的に認められる金額以上である場合に限る。) には行われない。

② 株式の分割、無償割当てまたは併合による調整

A種優先株式発行後、株式の分割、無償割当てまたは併合を行う場合は、取得価額は以下の調整 式にもとづき調整される。調整後の取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式 無償割当ての場合は効力発生日(割当基準日がある場合はその日)の翌日以降、株式併合の場合 は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した 1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合 A 種優先株式の基準価額も、取得価額 と同様に調整されるものとする。

調整後 ${
m A}$ ${
m A}$ ${
m A}$ ${
m B}$ ${
m E}$ ${
m B}$ ${
m E}$ ${
m A}$ ${
m E}$ ${
m E}$ ${
m A}$ ${
m E}$ ${
m$

③ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議にもとづき、合理的な範囲において取得価額および/またはA種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。 調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 1. 資本金の額の減少、時価を超える価格での普通株式もしくは潜在株式等の有償取得、事業譲渡、事業譲受け、合併、会社分割、株式交換または株式移転のために取得価額の調整を必要とする場合。
- 2. 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。ただし、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- 3. 潜在株式等にかかる第1号(2)に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- 4. 上記のほか、当会社の普通株式数に変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が判断する場合。

(9) 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式上場」という。)の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の数その他の条件については、第13条の5および第13条の6の定めを準用する。ただし、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条の定めに従うものとする。

- (10) 合併、株式交換または株式移転の場合の措置
 - ① 当会社は、当会社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、または当会社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転(以下、本条において「合併等」という。)をするときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につきA種優先分配額に相当する額の存続会社、新設会社または完全親会社の株式および金銭その他の財産(以下「割当株式等」という。)が割り当てられるようにする。
 - ② A種優先株主またはA種優先登録質権者に対して、A種優先分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、なお当会社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、A 種優先株主またはA種優先登録質権者は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるA種取得比率を乗じた額の割当株式等の割当てを受ける。
- (11) 株式の分割、併合および株主割当て等
 - ① 当会社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式ごとに同時に同一の割合でする。
 - ② 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
 - ③ 当会社は、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

 - ⑤ 当会社は、株主に新株予約権(新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本条において同じ。)の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
 - ⑥ 当会社は、株式移転をするとき(他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。)は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A種優先株主にはA種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA種優先株式と同種の株式を、それぞれ同時に同一割合で交付する。
 - ⑦ 第1項から第6項までの規定は、現にA種優先株式を発行している場合に限り適用される。
- (12) 種類株主総会決議

株主総会において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするものはございません。

- (13) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無 会社法第322条第2項に規定する定めを有しております。
 - ① 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、普通株主およびA種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
 - ② 普通株式に関する募集事項の決定は、当該普通株式を引受ける者の募集につき当該普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
 - ③ 普通株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定は、当該新株予約権を引き受ける者の 募集について当該普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	I I
区分	2022年 6 月30日 (第 5 回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員16名
新株予約権の数	2,200株 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,200株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	2,800円(注)3、4
新株予約権の行使期間	自 2024年6月30日 至 2032年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,800円 資本組入額 1,400円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分を認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 7

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、発行日現在(2022年6月30日)は1株であります。
 - 2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式 の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 =調整前行使価額 × 株式分割・株式併合の比率

4. 割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数 \times 1 株当たり払込金額調整後行使価額 + 調整前行使価額 \times 調整前行使価額

- 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6. 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 本新株予約権は、当社の株式がいずれかの証券取引所に上場され、取引が開始されるまでは行使することはできないものとする。
 - (3) 相続その他の一般承継により新株予約権を取得した者による新株予約権の行使は認めないものとする。
 - (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1、2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、表中の新株予約権行使時の払込金額 並びに、上記(注)3、4で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再 編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗
- じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 表中に定めるに定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生 日のうちいずれか遅い日から、表中に定めるに定める残存新株予約権を行使することができる期間の満
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本(注)5に準じて決定する
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権を取得することができる事項
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で決議されたときは、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得 する。
 - ③ 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は、当該放棄に係る新株予約権を無償で取得する。
- (9) 新株予約権の行使の条件 本(注) 6 に準じて決定する

了目までとする。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式	発行済株式	資本金	資本金	資本準備金	資本準備金
	総数増減数	総数残高	増減額	残高	増減額	残高
	(株)	(株)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
2022年4月1日~ 2022年6月30日	_	普通株式 400,000 A種優先株式 40,000	-	82, 750	_	82, 500

- (注) 1. 株主の請求に基づき、2022年8月12日にA種優先株式の全てを自己株式として取得しており、その対価として、当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2022年8月21日付で当該A種優先株式を消却しております。
 - 2. 2022年8月22日開催の取締役会決議により、2022年8月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割

を行っております。これにより普通株式の発行済株式総数は3,960,000株増加し、4,400,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式	_	_	_	
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_	
議決権制限株式(その他)	_	_	_	
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_	
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000 A種優先株式 40,000	普通株式 400,000 A種優先株式 40,000	内容については「1 株式 等の状況 (1)株式の総 数等 ②発行済株式」に記 載しております。	
単元未満株式	_			
発行済株式総数 440,000		_	_	
総株主の議決権	_	440, 000	_	

- (注) 1. 株主の請求に基づき、2022年8月12日にA種優先株式の全てを自己株式として取得しており、その対価として、当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2022年8月21日付で当該A種優先株式を消却しております。
 - 2. 2022年8月22日開催の取締役会決議により、2022年8月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより普通株式の発行済株式総数は3,960,000株増加し、4,400,000株となっております。
 - 3. 2022年8月22日開催の臨時株主総会決議により、2022年8月22日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式4,400,000株、議決権の数は44,000個、発行済株式総数の株式数は4,400,000株、総株主の議決権の数は44,000個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	553, 476	477, 977
売掛金	73, 498	63, 154
貯蔵品	28	28
その他	14, 660	21, 736
流動資産合計	641, 662	562, 896
固定資産		
有形固定資産	58, 478	58, 672
無形固定資産	30, 222	35, 262
投資その他の資産	65, 918	55, 047
固定資産合計	154, 619	148, 981
資産合計	796, 282	711, 877
負債の部		
流動負債		
短期借入金	12, 470	_
1年内返済予定の長期借入金	9, 996	9, 996
未払金	102, 066	40, 781
未払法人税等	55, 172	7, 784
預り金	69, 797	93, 613
その他	58, 690	43, 037
流動負債合計	308, 192	195, 212
固定負債		
長期借入金	75, 010	72, 511
固定負債合計	75, 010	72, 511
負債合計	383, 202	267, 723
純資産の部		
株主資本		
資本金	82, 750	82, 750
資本剰余金	82, 500	82, 500
利益剰余金	247, 829	278, 904
株主資本合計	413, 079	444, 154
純資産合計	413, 079	444, 154
負債純資産合計	796, 282	711, 877

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

	(単位:千円)
	当第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
売上高	245, 345
売上原価	5, 419
売上総利益	239, 925
販売費及び一般管理費	192, 207
営業利益	47, 718
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益合計	0
営業外費用	
支払利息	19
コミットメントフィー	24
営業外費用合計	44
経常利益	47, 674
税引前四半期純利益	47, 674
法人税、住民税及び事業税	7, 784
法人税等調整額	8, 815
法人税等合計	16, 599
四半期純利益	31, 074

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年6月30日)
当座貸越極度額及びコミットメントの総額	170,000千円	170,000千円
借入実行残高	_	_
差引額	170,000千円	170,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
減価償却費	5. 669千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

- 1. 配当金支払額 該当事項はありません。
- 2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

当社の事業は、マッチングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

事業別	当第1四半期累計期間
マッチングプラットフォーム事業	245, 345
顧客との契約から生じる収益	245, 345
外部顧客への売上高	245, 345

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり四半期純利益	7円77銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	31, 074
普通株主に帰属しない金額(千円)	_
普通株式に係る四半期純利益(千円)	31, 074
普通株式の期中平均株式数(株)	4, 000, 000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業 年度末から重要な変動があったものの概要	2022年6月29日開催の取締役会決議 による第5回新株予約権(新株予約 権の数2,200個、新株予約権の目的 となる普通株式の数2,200株)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 - 2. 当社は、2022年8月22日開催の取締役会決議により、2022年8月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び自己株式 (優先株式) の消却)

A種優先株主の取得請求権の行使を受けたことにより、2022年8月12日付でA種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式の全てについて、2022年8月12日開催の取締役会決議により消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数

A種優先株式 40,000株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 40,000株

- (3) 交付後の発行済普通株式数 440,000株
- (4) 消却の効力発生日 2022年8月21日

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2022年8月22日開催の取締役会決議に基づき、2022年8月31日付をもって株式分割を行っております。また、2022年8月22日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採

用しております。

(1) 株式分割の目的、単元株制度の採用の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

- (2) 株式分割の概要
 - 分割方法

2022年8月22日午前0時を基準日として、同時刻において株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 440,000株 今回の分割により増加する株式数 3,960,000株 株式分割後の発行済株式総数 4,400,000株 株式分割後の発行可能株式総数 17,600,000株

- ③ 分割の効力発生日2022年8月31日
- ④ 1株当たり情報に与える影響 1株当たり情報は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。
- (3) 資本金について

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(4) 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月4日

株式会社Rebase 取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員公認会計士業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 業務執行社員



DocuSigned by: 有岡昭是 F5BD6DEEB76949B...

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社Rebaseの2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Rebaseの2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から 四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期 レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成 基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期 財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していない と信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の 重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上